

中華民國十八年十二月三十一日

第四號

綏遠蒙文半用刊

綏遠省政府發行

革 命 尚 未 成 功

總 理 遺 像

同 志 仍 須 努 力



余致力國民革命，凡四十年，其目的在求中國之自由平等；積四十年之經驗，深知欲達到此目的，必須喚起民衆及聯合世界上以平等待我之民族，共同奮鬥。

現在革命尚未成功，凡我同志，務須依照余所著建國方略，建國大綱，三民主義及第一次全國代表大會宣言，繼續努力，以求貫澈，最近主張開國民會議及廢除不平等條約，尤須於最短期間促其實現，是所至囑

論說

斯篇論說係綏遠省政府李主席(培基)所自撰對於伊烏兩盟關懷備至可見宵旰勤勞幾無一時一刻不以蒙胞為念凡我

兩盟王公士庶皆應口誦心服發奮圖強增民族之光榮為是

編者註

對於伊烏兩盟之新希望 (一)

李培基

遠溯秦漢近及明清歷五千餘年在世界戰史上幾無痕跡之可尋有之當自元代始以忽必烈之鐵騎西衝俄羅斯土耳其裏海之水為之踏翻一時蟲格魯薩循民族為之望風披靡依此武功衡之不僅增我華胄之光亦實增我東亞之榮也洎乎今日一翻舊史為之憑弔不已登高俯視感嘆何極今之民族仍古之民族也今之疆域仍古之疆域也何相懸若是之殊歟其主要原因皆以歷代以來政尚專制崇宮室優皇族置北疆於不顧視蒙民如化外只知歲受幣帛南面稱一臣字即爲了事甚矣哉帝國主義之不能容於廿四紀之末期也然今已非昔此矣國建共和五族不分興亡之責匹夫有之壯哉蒙旗豈肯落於人後哉培基重蒞斯邦重以兩盟是念擬欲造成一大蒙古能造成一大蒙古即所以造成一大綏遠能造成一大綏遠即所以造成一大中國也車輜相依唇亡齒寒職權所及焉能坐視意見如是願竭誠掬以告我蒙胞所謂希望者即集我思想欲有所發洩之代名詞也中山先生曾云由思想始能發生信仰由信仰始能發生力量鄙人之希望

卽鄙人之未來之新思想也謹就思想所及願我蒙胞亟起力行當然欣爲樂助促其成功一管之見約有五端詳述於後

一 言語 五族一家漢蒙何分卽稱一家奚可見面言語不通此屬一大障礙不可不除欲除此障礙非先統一言語不可我國言語之不統一非自蒙古始如西藏苗猺（湘屬）福建浙江廣東唇齒語言皆相對茫然數年前中央之有國語之設也意胥在茲然福建浙江廣東言語雖殊尙賴文字可以通融其他言語既異文字尤別根本隔閡毫無變通方法卽蒙藏是也藏在川邊姑且不論蒙在轉境奚可不問職權所在責無旁貸除由省府籌款於衝要地帶設立蒙語傳習所俾漢滿回藏學習外並願各盟旗設立漢語傳習所分別學習家喻戶曉一時固不敢期官商要人皆須通達漢語爲尙需用人才之處本主席卽以斯倡當以斯相機助之也幸其注意及早創設誠第一不可忽之要政也二 文字 民族之所存文化之所寄悉托於文字蒙胞固有之文字良不便一筆抹煞然世界大同智識均等吾國學校由初級起莫不參加英文以初級小學之學生尙知歐西之文字以龐大之蒙族焉可不諳漢字也所謂歷史地理政教風俗文物美術無一不含蓄於文字之內文字功用較言語尤重且大言語已如上述不得稍忽而文字統一更不容於或懈也若根本統一諸有不便之處漢蒙兩文實爲當務之急政治權力所及文物灌輸所入無一不假文字之力周旋之權變之本主席言念及此一視漢蒙文字各異之處未嘗不引爲隱憂深盼各盟旗派送聰穎子弟來省入校稍有造就選送平津各大學院再由各大學院派遣出洋留學歐美供給不足之處綏政府必量爲資助同時擬建議於晉垣闕總座於黃河以北衝要地帶立一蒙藏學院由中學以上學生拔取俾其儘量學習蒙漢各文字作爲

將來聯合五大民族共同工作之預備刻正在起草中矣 (未完)

要聞

中俄會議本月中旬舉行

(頃接南京專電)蔡運升偕俄新任局長抵哈正式會議決在墨斯科舉行我國代表派定蔡運升莫德惠提出重要之點在平均路局管理權盈餘及絕對禁止宣傳赤化正式會期在本月中旬外部將派周龍光前往參與一切雙方俘虜於正式會議開幕前互相交換

(又接哈爾濱專電)蔡運升李紹庚偕俄代表西馬諾夫斯基及新任東鐵正副局長鐵尼索夫伊華麥洛夫到哈後轉即赴遼其西馬諾夫斯基將在哈埠代理駐哈之全權總領事云

中央開第六十次常會

(頃接南京專電)中央開第六十次常會列席者有胡漢民葉楚煊陳果夫戴傳賢林森王伯羣邵元沖余井塘王正廷古應芬劉紀文陳立夫桂崇基曾養甫陳耀垣焦易堂馬超俊克興額主席戴傳賢決議一：……中央派遣黨員留學考選委員會呈報辦理考試經過錄取七十名中有二十四名外成績不佳應令其

自行補習每半年補考外文一次合格者隨時派遣之合即造具錄取黨員名冊送請鑒核施行……通過中央派遣留學生管理章程……推定葉楚槍邵元冲陳立夫胡漢民戴傳賢五委員審查黨史編纂委員組織方案……通過派遣留學生管理專程內分五節（甲）留學生之登記移轉及請假（乙）報告及審查（丙）留學生回國後之服務辦法（丁）罰則（戊）附則共計十三條（從略）

編者按中央對於留學生之優待辦法不僅對於黨籍學員如此即非黨籍者亦莫不優予待遇在教育部之意深願聚五大民族聰穎子弟於一堂分遣出洋得來新有智識然後遣回本籍從事改革新事業因此綏省李主席極願蒙童來省留學作為將來派遣出洋留學之預備望兩大盟蒙衆注意也

蒙事

新膺崇銜之兩盟長

綏遠地方遼闊匪患最難肅清且大股之匪均係馬賊而駐軍多屬步隊此剿彼竄疲於奔命至河套以內縱橫千里人烟稀少給養尤難而土匪遂藉此為出沒逃匿之藪矣查伊盟七旗之內準噶爾旗可出馬隊六百名達拉二旗鄂托克旗烏審旗可出三百名郡王旗抗錦旗每旗可出二百名扎薩旗可出百名統計七旗能出馬隊一千名其烏盟旗六旗之內達爾汗旗可出馬隊四百名四子王旗可出三百名烏拉特前旗可出三

百名中旗可出五百名後旗可出二百名茂名安旗亦能出百名統計六旗能出馬隊一千八百名兩盟共可
出馬隊三千八百名此不過從略統計實際上尚不僅止此兩盟具此雄厚兵力當局早已注意又據綏省府
及警備司令部之條陳及報告晉垣遂認為有整理之必要特命王（靖國）司令負責辦理並委烏伊兩盟長
為保安隊司令而王司令總之茲覓錄其原令如下

（上略）查綏遠土匪連年滋擾民不聊生迭經嚴飭剿辦大股業已肅清惟各地散匪仍不時肆擾人民痛苦
未除至深軫念前經該電令該司令妥籌辦法以安地方據先後電陳擬改編烏伊兩盟原有隊伍為蒙旗保
安隊並擬具整頓計畫業經令准在案嗣後關於蒙旗保安隊一切整理事宜着由該司令負責進行茲並委
烏蘭札布盟盟長雲棟旺楚克為烏盟恭旗保安隊司令伊克昭盟盟長沙都克爾札布為伊盟蒙旗保安隊
司令關於整理蒙旗保安隊事宜該兩盟長應負協助之責以利進行除委狀另發外仰即轉飭遵照為要此
令聞王司令奉令後即着手進行整頓將來不僅關於剿匪上能收莫大之協助即國防上亦增厚一層兵力
也

烏伊兩盟蒙王相偕來綏

綏省位於內蒙之中心銜接外蒙關於撫治上稍一疏忽不僅與一省不利兼於國防有關臥榻之旁早有他
人鼾睡矣如聞鷄不起勢必升堂入室李（培基）主席自此番重握綏篆後對於各盟旗異常重視如設短波
無線電以通盟旗各種消息出蒙文半月刊以開蒙民應有知識創辦古代式之交易所以與赤俄競爭商權
並對於伊烏兩盟各盟長及旗王常行招集會議引起彼等政治興味回程後並分贈路費招待備至以是各

蒙王皆欲往來因此兩盟特別消息得來不少前日烏盟四子王旗親王潘第恭察布及伊盟杭錦旗王阿勒坦鄂齊爾相偕來綏當謁李主席報告兩盟近狀談約一小時之久比至警備司令部訪王(靖國)司令面商要公聞該王等擬在綏小住數日即行分別前赴晉冀兩省晤各要人接洽要公云

函

達旗致綏遠省政府函

敬啓者敝旗前以交通便利起見業承

交通部認可凡拍電報加蓋本旗印章者均准按照一等官電半價收費歷年行之在案近以修改電章則列普通似優待者轉與尋常無所分別况鐵軌深入腹地昆連縣境交涉繁多加之近年匪氛未靖凡關於軍事匪情以及地方行政之發來文報日益紛紜每須迅速至切重要不可耽延蓋蒙旗爲邊事特別區而敝旗尤衝疲難之境應請 鈞府注重交通飭知包頭有線無線兩電局嗣後敝旗凡發文報即煩查照舊章仍按慣習通例半價收費俾暢邊情可否之處敬祈出自 鈞裁核奪施行

達旗貝勒康發多爾濟

電 紹省政府致交通部電

南京交通部公鑒敝省達拉特旗貝勒康達多爾濟函稱敝旗凡拍發電報加蓋本旗印章者均准按照一等

官電半價收費請飭包頭電局等因查該貝勒所稱前經貴部認可該旗發電半價收費一節是否屬實致府無案可稽可否准其援照辦理相應電請核復以便轉知爲荷綏遠省政府禱印

照會
綏省府照會伊烏兩盟

爲照會事案據 貴盟長貴扎薩克 請求盟長及名旗王公因公發電按照商電半價收費一案當經本府咨請交通部查照減收去後茲准復稱事關蒙旗邊務可以照辦惟以持用省政府印紙爲限除飭各電局凡遇蒙旗盟長王公貝勒等持用省政府印紙因公發電准照商電半價收現外相應咨復查照等因准此除分行外相應照會

貴盟長貴扎薩克查照希卽來府領取印紙以備應用須至照會者

右 照 會

伊烏兩盟長

十一旗札薩克

照會
綏省府照會烏盟盟長免稅辦法

爲照會事茲經本府一月二十六日第四十一次委員會議決優待蒙古王公每年駝運自運物品免納稅捐辦法四條除令財政廳遵照辦理外相應檢同辦法一份照會

貴盟長查照並轉飭例年運貨各旗遵照辦理須至照會者

優待蒙古王公每年駝運自用物品免納稅捐辦法

- 一 蒙古王公每年年終駝運物品回旗確係該王公自用者准予免納沿途各項稅捐以示優待但每年每旗駝運物品集盟長者以一百駝為限其餘各旗至多不得過五十駝如逾限定數目無論駝貨一律照章完納稅捐不得違抗
- 二 蒙古王公每年駝運自用物品應將採買員姓名及隨從人數並購運物品種類數量及駝支數目先期具報省政府核明發給免稅執照並轉行各稅卡驗照放行
- 三 各召廟各官府及蒙民購運物品無論公用自用不得適用本辦法之規定
- 四 本辦法自十八年十二月一日實行

黨義

本刊對於黨義擬行採取最淺近之作品輸入內蒙前兩刊業經分別露布近得最好之本名曰黨義常識問答較前尤見起色自今以後逐期登載閱者注意

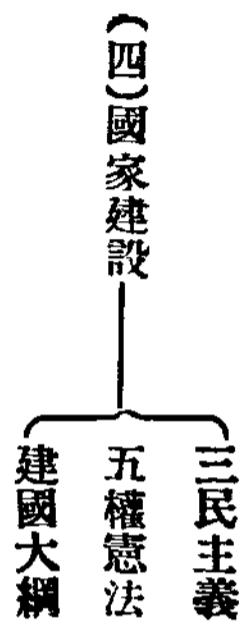
黨義常識問答

第一章 黨義總說之部

(一) 問總理主義之內容如何

答總理一生所創造之主義與學說即中國國民黨黨義之全部根據三民主義總理自序總理之主義與學說實包括以下之四部分

(一)心理建設——行易知難之學說(二)物質建設——實業計畫 建國方略(三)社會建設
——民權初步



(2) 問何謂三民主義？

答總理說三民主義即是救國主義，三民者，一民族，二民權，三民生，亦即民有民治民享之義。總理說，「因三民主義係促進中國之國際地位平等，政治地位平等，經濟地位平等，使中國永久適存於世界。所以說三民主義就是救國主義。」

(のう)

まくらをかぶる
まくらをかぶる
まくらをかぶる
まくらをかぶる
まくらをかぶる
まくらをかぶる
まくらをかぶる
まくらをかぶる
まくらをかぶる
まくらをかぶる

113

(2) まことに、おまえの心は、おまえの心だ。
おまえの心は、おまえの心だ。
おまえの心は、おまえの心だ。
おまえの心は、おまえの心だ。

おまえの心は、おまえの心だ。
おまえの心は、おまえの心だ。

おまえの心は、おまえの心だ。
おまえの心は、おまえの心だ。

おまえの心は、おまえの心だ。
おまえの心は、おまえの心だ。

おまえの心は、おまえの心だ。
おまえの心は、おまえの心だ。

おまへにあつてはおまへの事はおまへの事
おまへの事はおまへの事はおまへの事はおまへの事

おまへの事はおまへの事はおまへの事はおまへの事
おまへの事はおまへの事はおまへの事はおまへの事
おまへの事はおまへの事はおまへの事はおまへの事
おまへの事はおまへの事はおまへの事はおまへの事

おまへの事

おまへの事はおまへの事はおまへの事はおまへの事
おまへの事はおまへの事はおまへの事はおまへの事
おまへの事はおまへの事はおまへの事はおまへの事
おまへの事はおまへの事はおまへの事はおまへの事

おもむくはあらう。まことに、おまかせのうへんが
おもむくはあらう。おまかせのうへんが、おまかせのうへんが
おもむくはあらう。

おもむくはあらう。おまかせのうへんが、おまかせのうへんが
おもむくはあらう。おまかせのうへんが、おまかせのうへんが
おもむくはあらう。

おもむくはあらう。おまかせのうへんが、おまかせのうへんが
おもむくはあらう。おまかせのうへんが、おまかせのうへんが
おもむくはあらう。

おもむくはあらう。おまかせのうへんが、おまかせのうへんが
おもむくはあらう。おまかせのうへんが、おまかせのうへんが
おもむくはあらう。

おもむくはあらう。おまかせのうへんが、おまかせのうへんが
おもむくはあらう。

本居宣長の筆による「江戸の風俗」の一節です。この文は、江戸の文化や習慣について記述されたもので、特に「おもてなし」という概念が強調されています。

原文は以下の通りです：

「江戸の風俗」

「江戸の風俗は、その本居宣長の筆によると、おもてなしの精神が最も強く現れてゐる。」

この文では、おもてなしの精神が江戸の風俗において最も強く表現されていると述べられています。本居宣長は、江戸の文化や習慣について多くの著作を残しており、その中でも「おもてなし」は重要なテーマとして取り上げられています。

ものも見ゆる。あまきの事は、おまえの事にあつては、おまえの事だ。
おまえの事は、おまえの事だ。おまえの事は、おまえの事だ。

おまえ

おまえの事は、おまえの事だ。おまえの事は、おまえの事だ。

おまえの事は、
おまえの事は、

おまえの事は、
おまえの事は、

おまえの事は、おまえの事だ。おまえの事は、おまえの事だ。
おまえの事は、おまえの事だ。おまえの事は、おまえの事だ。
おまえの事は、おまえの事だ。おまえの事は、おまえの事だ。
おまえの事は、おまえの事だ。おまえの事は、おまえの事だ。
おまえの事は、おまえの事だ。おまえの事は、おまえの事だ。

F

とておもひだすをうながす。かくのうで、おもひだすをうながす。
おもひだすをうながすをうながす。おもひだすをうながす。
おもひだすをうながすをうながす。おもひだすをうながす。

黒毛の馬の毛色は、年々毛色の変化が見られる。この馬は、
最初は黒毛の馬で、その後、毛色が黒から茶色へと変化する。
これは、馬の毛色が、年々変化する現象である。この馬は、
最初は黒毛の馬で、その後、毛色が黒から茶色へと変化する。
これは、馬の毛色が、年々変化する現象である。この馬は、
最初は黒毛の馬で、その後、毛色が黒から茶色へと変化する。

黒毛の馬

黒毛の馬

黒毛の馬の毛色は、年々毛色の変化が見られる。この馬は、
最初は黒毛の馬で、その後、毛色が黒から茶色へと変化する。
これは、馬の毛色が、年々変化する現象である。この馬は、
最初は黒毛の馬で、その後、毛色が黒から茶色へと変化する。

其の如き事は多分に御心付を取る事無く其の如き事
は多分に御心付を取る事無く其の如き事は多分に御心付を取る事無く
其の如き事は多分に御心付を取る事無く其の如き事は多分に御心付を取る事無く
其の如き事は多分に御心付を取る事無く其の如き事は多分に御心付を取る事無く
其の如き事は多分に御心付を取る事無く其の如き事は多分に御心付を取る事無く
其の如き事は多分に御心付を取る事無く其の如き事は多分に御心付を取る事無く
其の如き事は多分に御心付を取る事無く其の如き事は多分に御心付を取る事無く
其の如き事は多分に御心付を取る事無く其の如き事は多分に御心付を取る事無く

七

是れの事はまづも先づ有りて是れを
乞ふるに多き事の是れの事ジテ有りて是れを
是れを乞ふるに多き事の事ジテ有りて是れを
是れを乞ふるに多き事の事ジテ有りて是れを

是れを乞ふるに多き事の事ジテ有りて是れを

六

まことに此の事はやがて御心に思ひ出され
ておられぬ事無く、おもむくお詫びを申さ
れておられました。お詫びの言葉の如きは
大いに心に響き、お詫びの意の如きは、
いかにも御心の如きをうかがわせます。まことに
お詫びの言葉の如きは、いかにも御心の如きをうかがわせます。
まことに此の事はやがて御心に思ひ出され
ておられぬ事無く、おもむくお詫びを申さ
れておられました。お詫びの言葉の如きは
大いに心に響き、お詫びの意の如きは、
いかにも御心の如きをうかがわせます。まことに
お詫びの言葉の如きは、いかにも御心の如きをうかがわせます。

卷之三

其一

其二

其三

其四

其五

其六

其七

其八

其九

其十

其十一

其十二

其十三

其十四

其十五

其十六

其十七

其十八

其十九

其二十

其二十一

其二十二

其二十三

其二十四

其二十五

其二十六

其二十七

其二十八

其二十九

其三十

其三十一

其三十二

其三十三

其三十四

其三十五

其三十六

其三十七

其三十八

其三十九

其四十

其四十一

其四十二

其四十三

其四十四

其四十五

其四十六

其四十七

其四十八

其四十九

其五十

其五十一

其五十二

其五十三

其五十四

其五十五

其五十六

其五十七

其五十八

其五十九

其六十

其六十一

其六十二

其六十三

其六十四

其六十五

其六十六

其六十七

其六十八

其六十九

其七十

其七十一

其七十二

其七十三

其七十四

其七十五

其七十六

其七十七

其七十八

其七十九

其八十

其八十一

其八十二

其八十三

其八十四

其八十五

其八十六

其八十七

其八十八

其八十九

其九十

其九十一

其九十二

其九十三

其九十四

其九十五

其九十六

其九十七

其九十八

其九十九

其一百

毛多生に於ては、其の内に之を爲す力が強いために、其の外の毛は、
その毛の内に於ては、其の内に之を爲す力が弱いために、其の外の毛は、
毛多生に於ては、其の内に之を爲す力が強いために、其の外の毛は、
毛多生に於ては、其の内に之を爲す力が強いために、其の外の毛は、
毛多生に於ては、其の内に之を爲す力が強いために、其の外の毛は、
毛多生に於ては、其の内に之を爲す力が強いために、其の外の毛は、

毛多生に於ては、

毛多生に於ては、其の内に之を爲す力が強いために、其の外の毛は、
毛多生に於ては、其の内に之を爲す力が強いために、其の外の毛は、
毛多生に於ては、其の内に之を爲す力が強いために、其の外の毛は、
毛多生に於ては、其の内に之を爲す力が強いために、其の外の毛は、
毛多生に於ては、其の内に之を爲す力が強いために、其の外の毛は、
毛多生に於ては、其の内に之を爲す力が強いために、其の外の毛は、

毛多生に於ては、

元の毛毛丸あらわすか多めに
おもむくはうまうとおもむくす。おもむくの毛毛丸あらわすか多めに
おもむくはうまうとおもむくす。おもむくはうまうとおもむくす。
おもむくはうまうとおもむくす。おもむくはうまうとおもむくす。

おもむくはうまうとおもむくす。

タタタタタタタタタタタタタタタタタタ

タタタタタタタタタタタタタタタタタタ

タタタタタタタタタタタタタタタタタタ